平成２１年（フ）第１６１号
岡山県笠岡市吉田2687番地
債務者　瀬尾　嘉孝
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
岡山県笠岡市吉田2687番地
債務者　瀬尾　清子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
岡山県倉敷市大島513番地１　メゾン大島401
債務者　大津寄　隆
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
岡山県笠岡市笠岡4926番地
債務者　三吉　清子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
岡山県倉敷市下庄770番地　兼平和夫方、住民票上の住所岡山市北区吉備津2072番地
債務者　川上　昭弘
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２３８号
岡山県倉敷市茶屋町814番地２　雇用促進住宅２―304号
債務者　福井　美枝（旧姓関本）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
岡山県倉敷市中島2004―５　タウニィ脇元102号、住民票上の住所岡山県倉敷市水島南瑞穂町10番26号
債務者　眞野　明美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
埼玉県春日部市南２丁目２番53号
債務者　兼重　信生
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
埼玉県春日部市南２丁目２番53号
債務者　兼重　博美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
埼玉県飯能市新町12―10　ルネサンス205号室、住民票上の住所埼玉県飯能市美杉台５丁目19番地19　レオパレスフローラ205
債務者　芹澤　由季
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３２７号
埼玉県狭山市広瀬東２丁目27番12号
債務者　高橋　英美（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３３４号
埼玉県入間市東町５丁目１番41号　グリーンパレット202
債務者　志戸　正明
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３４２号
埼玉県狭山市入間川３丁目30番９号　ミルハウス102
債務者　馬場　典子（旧姓大河原）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２６４号
埼玉県東松山市新宿町15番地９　セザール東松山308号
債務者　小林　行敏
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第７９号
千葉県袖ケ浦市横田1925番地２　モダンライフ101号
債務者　松本　幸恵
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第６４号
三重県多気郡明和町大淀甲2623番地
債務者　加藤　　明
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１１２４号
札幌市南区北ノ沢１丁目５番19号
債務者　吉田　誠治
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５１０号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目14番８号　セントラルハイツＶ―103号
債務者　吉田　真弓
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部